



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成24年度日本弁理士クラブ幹事長 水野 勝文

平成24年度の日本弁理士クラブ幹事長に就任して、早くも8ヶ月ほどが過ぎました。一言ご挨拶申し上げます。

ご存知のとおり、日本弁理士クラブは、P A会、春秋会、南甲弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブの5会派からなる連合体組織であり、2千数百人の会員を擁する日本弁理士会で最大会員数の弁理士会派組織です。日本弁理士会会長を始め、日本弁理士会に多くの役員・人材を輩出し、弁理士会を人事面、政策面などから大きく支えていると言えます。しかしながら、これは、当クラブが日本弁理士会の運営に責任がある、ということに他なりません。何かと厳しい状況ではありますが、皆様のサポートと参加をお願い申し上げます。

ところで、東日本大震災や超円高といった状況もあり、我々弁理士を取り巻く経営環境は極めて厳しいものがあります。日本弁理士会では、このような厳しい環境を踏まえた政策を早急に進めていくことが重要と思います。中でも、近い将来改正が予定されている弁理士法の改正については、さらに広い視野に立ち、日本経済の競争力向上に寄与するといった弁理士の社会的意義をしっかりと示し、社会に伝えていくことが、弁理士の将来のために必要と思います。

我々日本弁理士会の活動は会員のボランティアによって支えられているため、個々の会員の経営状況が悪化すれば当然、会としての活動にも支障を来します。個々の会員が力を出せる状況にしなければなりません。

この弁理士法改正は正に現在検討が進行中であり、平成25年度に審議会に掛け、平成26年に国会上程、といったスケジュールが想定されています。従って、我々弁理士の意見も現在進行形で発信していく必要がありますし、継続的に、各関係方面に働きかけて

いくことが重要でしょう。

特に今時の改正では、「弁理士の使命条項」、「弁理士試験制度」、「いわゆるattorney client privilege（秘匿特権）」についても議論され、弁理士業務についての社会的理解が深まることが重要だと考えています。これには、弁理士業務が、海外における知財関係業務・知財関係紛争業務や秘密技術情報の取扱い・管理など、広汎に亘り、企業の（国際）競争力向上にも資する業務であることも当然含まれなくてはなりません。

弁理士法の改正は、弁理士の実際の業務範囲の広さとその貢献を社会に表明し、知らしめることにも繋がると言えます。これにより、弁理士の実際の業務内容の広がりが世間で認知されれば、個々の会員の業務拡大にも資するはずで、弁理士としての活動範囲を広げるためにも、弁理士法改正が必要なのです。そして、これが更なる弁理士業務の社会的認知に繋がるはずで、

弁理士がどのような貢献ができるのかが知られば、個々の弁理士が相談される機会も増えるのではないのでしょうか。

最後に、本年度幹事会は、西島孝喜政策委員長、高橋大典副幹事長（協議委員会主担当、慶弔、旅行会、ゴルフ大会担当）、中野圭二副幹事長（研修委員会、広報委員会、ホームページ委員会担当）、大澤豊副幹事長（政策委員会、会報委員会、規約委員会、新年会担当）、細田浩一副幹事長（会計、ポーリング大会、テニス大会担当）、村上晃一副幹事長（庶務、総会、例会、相談役会担当、協議委員会副担当）を始めとする幹事団に支えられて運営しています。今後共ご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上



会務報告

日本弁理士会副会長 江藤 聡明

1. はじめに

本稿は9月7日の締めきりを遅れ、12日の時点で書いております。

まずは、会員の皆様の様々な場面でのご支援に感謝致します。多くの会員の方から執行理事として、委員会等のメンバーとしてサポートを頂いており、ここまで順調な運営がなされていると思います。

2. ここまでの役員会の印象

奥山会長は、前年度、弁理士会の会費の値下げを断行しました。これに対する大きな反対の動きはなかったと感じておりますし、会員数が急激に増大したことを背景とした多くの値下げを望む声も有ったと思いますが、資産上の問題の解消の必要性からも断行されたものです。ただ、重要なことは、この値下げが十分なシミュレーションを行ってのことであつたとしても、会の活動に悪影響を及ぼす様なことが有ってはならないということです。勿論、昨年度、本年度の役員会は全体としてこのことを十分に認識しており、役員会の活動は正にこのことに重きが置かれていると感じています。すなわち、値下げはしても会の対外的、対内的活動は低下することなく、むしろ合理的且つ活発に行われることが必須であり、そうなっていると確信します。また、奥山会長が弁理士会の会としての「使命」は何かということを見つめ直し、皆様にこの「使命」について問いかけておりますのは正にこの様な背景が有つてのことと思います。

3. 個人的目標

私、個人としては知的財産制度が何のため、誰のために世界中に存在しているのか、そのことを正し

く理解し、日本国が真の知財先進国になれるよう及ばずながら努力をしていきたいと考えています。我が国の知的財産制度は、日本国民のために存在するのであり、我々弁理士、特許庁、裁判所、ユーザーとしての出願人・権利者が、共に知的財産制度におけるそれぞれの役割を果たし、知的財産制度が適切に運用されて行く様に日々努力しようということなのです。この理念は、知的財産の法制度を考えるときも弁理士の仕事を考えるときも常に必要な理念であり、そのことを自然に心掛け、発言し、行動していきたいと思うものです。

4. 担当の会務関連

(1) 特許委員会

来年の改正に向けて活動が行われており、これに伴う改正WGも設立され、それぞれ、産業構造審議会の特許制度小委員会への参加者のサポートを行っています。更に(財)知財研究所における研究部会も立ち上げられ、そこに特許委員会から1名が出席しています。

特許法の改正の大きなポイントは、権利安定化のための方策として、異議申し立て制度の再検討というものです。昨年度の特許委員会でもこの検討が行われ、積極的に付与後異議の復活という方向の提言がされていたのですが、本年度は、特許庁の動き、企業サイドの動きなど全体として更なる積極方向の議論検討がなされている所です。まだ、詳細が決定されている状況ではなく、ここで述べる情報もこの程度が限界です。付与後異議制度が存在していた頃は年間4,000件の異議申し立てがなされていた状況があり、今後より使い易い制度が構築され、これが

活用されて権利の適正な安定化が図られるよう望む所です。

その他、具体的な検討事項は、下記のようなものです。

- ・シフト補正に関する審査基準の改定へ向けて、要件緩和のための積極的な意見の提言、
- ・重要な項目についての外国特許制度との対比、
- ・進歩性の近年の審判決の検討、分析、
- ・実用新案制度についての再考、
- ・職務発明についての弁理士としての考察

(2) 意匠委員会

意匠の出願件数の低迷状況が長年続いており、隣国韓国の出願件数の半分という数字は、我が国のマーケット規模やデザイン能力からして適切な数字とは言えないと思う次第であり、何とか活性化を図るための検討を意匠委員会で行っている所です。特に、特許しか扱っていない弁理士の方々に、意匠の活用性の高さを知らしめ、意匠活用の意識を高めるべく検討をしています。

また、改正関連では、意匠法改正WGが昨年度から活動しており、ヘーグ協定への加盟を前提に法改正議論が進められています。WGとしては画像意匠の保護拡大（現行法の物品にプリインストールされた画像に限定して保護するという状態を、保護対象を広げる方向）について、先日、産業構造審議会の意匠制度小委員会へ意見書を提出しました。今後も、ヘーグ協定並びに予定されている意匠法の改正項目に対して弁理士会の意見をとりまとめる予定です。

ヘーグ協定加盟は、今後の意匠の実務に大きな影響が有る話ですが、元々ヘーグ協定の加盟国が無審査国主体であり、本格的な審査国としての日本が加盟するに当たっては多くの細かい検討が必要であり、現在それが行われている所です。

第一委員会の主たる活動としては、ヘーグ協定とロカルノ協定 問題点疑問点検討、画像デザインの保護のありかたについての検討討議を行い、意匠法改正に向けた日本弁理士会の意見構築（産構審での

発言など）の基礎作りや、対外活動として、SCTの委員をしたほか、知的財産学会での発表、日本インダストリアルデザイナー協会（JIDA）との会合等を予定しています。

第二委員会は、意匠活性化のために、特許弁理士がクライアントに意匠を薦めるための方策として、

- ① 複数の企業についてのビジネス形態、意匠の傾向、特許との関係などの調査、特許と意匠との繋げ方を提言するための検討、
- ② 意匠・特許間の変更出願の分析
- ③ 意匠の保護範囲は意外に広いことを裏付ける事例集めなどを行っています。

その他、画像意匠、部分意匠の登録例の検討、中国、BRICsを中心とした海外意匠情報の収集、発表なども行っています。

(3) 中央知財研究所

本年度は、より研究所の存在を身近にしたいという役員会の意向に添って、初心に返った運営、例えば、研究テーマの決定などをより広い情報源から拾い上げていくことなど努力をしている所です。まだ、道半ばですがあと半年最善を尽くしたいと思っております。

会員の皆様への研究成果のご報告としては、特許に関する「明細書を巡る諸問題」(本年9月30日終了)、商標に関する「混同を巡る諸問題」(本年7月30日終了)については、10月1日に東京で、11月9日に大阪で公開フォーラムが開催されます。また、知的財産権侵害に基づく差止請求権を巡る諸問題については、現在研究検討が行われており、平成25年3月31日に終了の予定です。なお、新たな研究テーマについては現在研究所内で検討がなされており、近々決定される状況です。

また、特に本年度は、一つの研究部会として弁理士法改正の検討部会が設置されており、弁理士会全体として力を入れた検討が行われています。例えば、弁理士試験制度や弁理士の秘匿特権等が議論されています。

(4) 技術標準委員会

技術標準化の流れは企業における将来の製品開発の方向付けにおいて不可欠の検討事項であり、弁理士にとっても技術分野によっては明細書の作成実務において常に考慮しなければならないポイントとなっています。

国内ワーキンググループの活動としては、国内における技術標準の調査対象の選択、研究および研究成果をまとめるため、2010年度には、次世代自動車につきCHAdemoを、2011年度には、エネルギー管理につきエコーネットの調査を実施してきました。そして、今年度は、2010年度知的財産戦略大綱で策定された国際標準化戦略7分野（先端医療、水、次世代自動車、鉄道、エネルギー管理、コンテンツメディア、ロボット）を中心に対象を選定することが予定されています。

調査対象の選択および研究の一環として、7月19日に、一般財団法人日本自動車研究所（JARI）ITS研究部次長・主席研究員 香月伸一様より、「欧米におけるITSの研究開発と標準化動向の概要」と題して、ご講演を頂きました。

外国ワーキンググループの活動としては、国際標準の調査対象、研究および研究成果のまとめを目的として、特に中国についての調査を行うと共に、ネクストチャイナ（ベトナム、インド）等に拡げること検討しています。

アンケートワーキンググループでは、技術標準についての弁理士の意識・関心の程度、関わり（出願/ライセンス等）を調査し、本会の活動につなげるとともに、研修にも役立つべくアンケートを予定しています。

以上





会 務 報 告

日本弁理士会副会長 神 林 恵美子

1. はじめに

日本弁理士クラブ及びP A会のご推薦により、平成24年度日本弁理士会の副会長を拝命しております神林恵美子です。日本弁理士クラブ会員の皆様には、日頃よりご支援ご協力を頂いており、この場を借りて改めて御礼申し上げます。

早いもので就任してから半年が過ぎようとしております。日々会務に忙殺されていますと、4月のスタート時点がはるか昔のこのように思えます。まだまだ半ばの状態ですが、約半年が経過した現在の会務状況につき、ご報告申し上げます。

2. 主な担当会務の状況

(1) 国際活動センター

4月のA I P L Aとの交流会が私にとっての国際活動センターとの関わりのスタートでした。しかしながら、実際には、この交流会は前年度から国際活動センター内のプロジェクトグループにおいて、相当前から入念に準備されてきましたので、プロジェクトグループにとってはこれが総仕上げであり、自分は単なる途中参加者という状態でした。

この後は、9月の日韓弁理士会交流会、11月の中国弁理士会交流会、英国代理人協会との交流会、等それぞれのイベントに対応すべく、現在続々と専門プロジェクトグループが立ち上がっています。この他にも、米国特許商標庁副長官の来日、F I C P Iとの交流、ドイツ連邦特許裁判所来日など、各種の予定が目白押しとなっており、国際活動センターが中心となって対応しています。

無論、普段の活動としても、海外での知財会議へのスピーカーの派遣、海外への日本の知財情報の発

信、海外の知財情報の日本弁理士会会員への紹介など、日々忙しく、日本弁理士会の外交官として、国際活動センターは活躍しています。

(2) 商標委員会

昨年に引き続き、特許庁への提言等を行う第一委員会と、主として実務を検討する第二委員会に分かれて活動しています。第二委員会では、日本知的財産協会との合同テーマとして、コンセント制度につき検討しています。年内を目処に意見を取りまとめ、できれば特許庁に意見書を提出したいと議論を交わしています。証明商標の保護に関する調査・研究との関係では、地理的表示の登録制度導入を検討している農林水産省とも意見交換会を行いました。この他、いわゆる新しいタイプの商標の登録制度導入、審決・判決に関する調査研究、更にはパブリックコメント対応など、幅広くかつ濃密な活動を展開しています。また、商標関係の国際会議へ日本弁理士会から代表を派遣する際には、この委員会からも代表を選出しています。

私にとって更に重要な役割として、私が委員を務める産業構造審議会商標制度小委員会に関係して、委員会で意見を述べる際には、商標委員会からも意見聴取をしています。いわば、産業構造審議会商標制度小委員会委員としての私のブレーンの役割を担ってもらっています。

(3) 不正競争防止法委員会

本年度は、不正競争防止法2条1項3号の適用除外「日本国内において最初に販売された日から起算して3年」の適否についての検討、及び弁理士の通常業務と不正競争防止法との関わりについての調査

研究という二つのテーマを中心に検討を進めています。

この委員会も、パブリックコメントへの対応、一般社団法人日本知財学会主催の学術研究発表会への一般発表といった委員会活動の他に、去る7月には一般会員向けの不競法セミナーを主催してもらいました。今年のセミナーは弁護士・弁理士の委員の方に講師をお引き受け頂き、セミナー案内発送直後から受講希望者が殺到し、あっという間に定員に達したという状態でした。勿論、セミナー当日も大盛況で講義内容も大好評でした。

(4) 選挙管理委員会

いわゆる例規設置委員会の一つであり、日本弁理士会や役員選挙における選挙人名簿の作成、選挙の告示、候補者の推薦・立候補などの届出の受理、役員選挙公報の公示、投票及び開票の管理等、選挙に関する一切の事務を行う委員会です。

今年は、2年任期の会長選挙が行われる年に当たりますので、この委員会が大いに活躍(?)することになると予想されます。また、前回の日本弁理士会総会において、役員選挙規則に演説会を盛り込む改正が行われましたので、この改正に対応すべく、選挙ガイドラインの修正が行われました。せっかくガイドラインに盛り込まれたのですから、演説会を行ってくれる候補者がいればいいな、と個人的には願っています。また、とにもかくにも無事に選挙が終わってくれることを祈っています。

3. 産業構造審議会商標制度小委員会

商標委員会担当との関係上、本年2月より産業構造審議会商標制度小委員会の委員を拝命しております。副会長としての会務スタートに先立ち、2月から会務が始まってしまった感じでした。産業構造審議会商標制度小委員会では、いわゆる新しいタイプの商標の登録制度導入に向けた議論が交わされています。この種の委員会は、法改正に先立ち、特許庁

がいわゆる有識者の意見を聴取するための集まりであり、いわば法案提出の際に、特許庁だけの独断で法案を作ったのではなく、きちんと関係する諸団体から意見を聴取しました、というお墨付きをもらうためのものとも言えます。

通常は、日本弁理士会としては、こうした委員会に委員を出す場合は、その委員をサポートするための専門のワーキンググループを立ち上げます。例えば、現在、意匠ワーキンググループが、意匠法改正のための産業構造審議会意匠制度小委員会に対応するために活動しています。今回も、商標法改正のためのワーキンググループをどうするかを検討しましたが、結局のところ、議論内容が新しいタイプの商標ということであれば、商標専門家の集まりである商標委員会で十分という結論となり、商標委員会は、私をバックアップするためのワーキンググループとしても機能している状態です。例えば、委員会開催前には、特許庁による事前レクチャーが行われ、委員会当日に配布予定の資料を、委員会開催に先立って入手することができます。したがって、毎度毎度資料を入手するたびに、商標委員会に「取扱注意」の状態に資料を配布して、商標委員会委員皆様の意見を聴取しています。日本弁理士会を代表して産業構造審議会商標制度小委員会に出席し発言するわけですから、こうした意見聴取を事前に行っておかないと、なかなか自信を持って委員会当日に発言することはできません。

4. 終わりに

残された任期をもう半分と考えるのか、未だ半分と考えるべきか微妙なところではありますが、いずれにしろ体調を崩さずに最後までしっかり努めたいと考えています。日本弁理士クラブ会員の皆様におかれては、今後も変わらずご指導とご協力の程、お願い申し上げます。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 田 村 爾

1. はじめに

日本弁理士クラブのご推薦により副会長を拝命させていただきます。田村爾(ちかし)です。会員の皆様には大変にお世話になっており、日頃の会務へのご協力に厚く御礼申し上げます。会務では、研修所、総合政策企画運営委員会、弁理士法改正委員会、産業競争力推進委員会、特許制度運用協議委員会、アミカスブリーフ委員会などを担当しております。

これらの会務報告の詳細につきましては、本年度の「特許」誌にも掲載させていただく予定ですが、ここでは、現在の進捗状況を概略説明します。

2. 研修所

弁理士会の会務活動の中でも会員に最も身近な事業が、研修活動です。真田有所長を中心に、法定研修である実務修習と能力担保研修、そして新人研修をはじめ会員向けの様々な研修を企画実行しております。また、継続研修の運営管理も行い、会員が5年間で70単位分の研修を無事履修できるよう様々なサポートを行っております。

ここで、会員の皆様にアナウンスさせていただきます。**研修「平成23年度特許法等改正説明会」は、会長が指定する必修科目であり、平成25年3月末までに全会員が受講終了する必要があります。まだ未受講の方、早めにeラーニング等で受講を完了してください。完了しない場合は、未受講者処分手続が執られます。**

研修所には、研修の運営以外に、昨年度に引き続き、研修所のあり方（組織改革、支部等との連携、講師養成等を含む）についての検討をお願いし、研

修の更なる充実へ向けての方策を検討していただいております。また、今年度は、新たな諮問事項として「知財ビジネスアカデミーが実施する研修の今後のあり方についての検討」もお願いしております。これは、現在の知財ビジネスアカデミー事業はゼミ形式を中心とした研修であるため、通常の研修と比較して、実施費用が高く、内容も硬直化する傾向にあり、抜本的な見直しが必要と考えているためです。

本年度は、能力担保研修制度（特定侵害訴訟代理制度）創設10周年、継続研修制度創設5周年の節目となる年です。能力担保研修については、特許誌12月号(予定)で特集を掲載し、来年2月には記念シンポジウムも開催する予定にしております。継続研修につきましては、8月1日に弁理士会館を1日中、研修で埋め尽くした研修フェスティバルを開催しました。この際には、各委員会や附属機関の皆様にご多大なるご協力を戴き感謝しております。

研修所担当の執行理事として、田中達也先生に倫理研修及び近畿をはじめ西日本地域の研修活動のサポート、木戸良彦先生に研修業務全般に関するサポートをお願いしており、多方面に渡り助けていただいております。

3. 総合政策企画運営委員会

本委員会は、中野寛也委員長を中心として、毎回、多岐に亘る諮問事項について、精力的に審議・検討していただいております。執行理事の久保司先生には、本委員会の担当役員をお願いしております。

諮問事項「弁理士試験合格者数の適正人数について

での検討」では、諮問から2か月という、極めて短期間で、検討結果を提出していただきました。弁理士の数の問題は、現在の会員や会にとって極めて重要な関心事項であり、近年の合格者の急増が弁理士の業務環境を厳しいものに変えていることは明らかです。日本弁理士会としてこの問題に取り組む上で、目安となる数について、貴重な提言を戴きました。

その他にも、本委員会には、以下のような多様かつ複雑な課題について、検討をお願いしております。

- ・知的財産推進計画2012に関し、日本弁理士会がなすべき事項の具体的提言と立案
- ・研修の有料化の検討及び具体的な提案
- ・委員会及び附属機関の委員の任期についての検討
- ・ポイント制についての検討及び具体的な提案

4. 弁理士法改正委員会

本委員会は、黒川恵委員長の下、弁理士法改正に係る諸問題について、多方面からの検討を行っております。

弁理士法改正は、平成26年の通常国会で行う予定であり、現在、特許庁と協力して準備を進めているところです。特許庁は、一般財団法人知的財産研究所に委託して、弁理士法改正に向けた調査研究を行っており、黒川委員長と小生が委員として当該調査研究に参画しております。また、会内においては、外部有識者の意見聴取の機会を確保するため、中央知的財産研究所においても、弁理士法改正についての調査研究を行っております。

弁理士法改正は、昨年末の臨時総会で改正の方向が承認されており、それに基づき準備をしております。具体的な事項や進捗状況につきましては、別途、機会を戴いてご報告させていただきたいと考えております。

5. 産業競争力推進委員会

本委員会は、模倣品問題に対して様々な方向からアプローチして検討・活動している委員会です。橋本千賀子委員長を中心に、経験豊富な会員や模倣品

問題に関心の高い会員が多く参加し、常に、活動成果を発信している委員会の一つでもあります。

本年9月には、中華商標協会が主催する雲南省昆明での年次大会に参加し、当会側の講師による研究発表を行うと共に、協会との交流会も実施しております。特に、今回は、中国での商標権侵害対策を効率的に行うため、中華商標協会の下にある鑑定センターを活用するなど、お互いが協力して活動することに合意しました。

また、本委員会は、IIPPやCODAなど模倣品や海賊版対策を行っている外部の様々な機関との連携協力や、東京税関など関係省庁との交流・意見交換など、極めて実務的な対応も行っており、我が国の模倣品対策の実情を把握する上で極めて貴重な委員会となっております。

6. 特許制度運用協議委員会

本委員会は、特許庁への手続的事項についての改善、法解釈、運用等に関する特許庁及び他の団体と協議する委員会です。伊東忠重委員長を中心に、会員から寄せられる手続や運用に関する様々な要望について、精力的に審議・検討を行っていただいております。執行理事の本多一郎先生に、本委員会の担当役員をお願いしております。

特許庁のペーパーレス計画は、2013年を目標にした最適化計画が中断した状態にあり、それに代わる新たなシステム開発計画を早急に立ち上げる必要があります。特に、特許等の産業財産権に係る業務を庁内外関係者が効率的かつ円滑に処理していくためには、情報通信技術の進歩を取り入れて膨大な情報を円滑に処理することが不可欠です。このためには、どのようなシステムが好ましいかなどについても、本委員会で検討を進めているところです。

7. アミカスブリーフ委員会

本委員会は、昨年度に新設された委員会です。重要裁判事件に関する意見の取り纏めや公表、日本版アミカスブリーフ制度についての検討・提言を行なっ

ている委員会です。守山辰雄委員長を中心に、弁護士・弁理士、裁判所調査官経験弁理士、訴訟の経験豊富なベテラン弁理士にもご参加いただき、中堅、若手弁理士を中心に模索しながらの議論が展開されています。本委員会の担当役員には、岡部譲先生にお願いしております。

本委員会では、昨年度実施しパテント誌にも掲載したトライアル案件のように、基本的に、査定系の審決取消訴訟に係る判決を中心に、分析・検討を進めております。

また、米国でのアミカスブリーフを作成する機関

でもあるAIPLAとも情報交換を行い、日本の裁判制度に適したアミカスブリーフ制度の設計検討を行っているところです。

8. 終わりに

以上、簡単に担当させていただいている委員会等の活動を報告させていただきましたが、日本弁理士クラブの会員の皆様には大変にお世話になっており、心より感謝申し上げます。今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。





常議員会の活性化を求めて

日本弁理士会常議員 小宮良雄

常議員は日本弁理士会会則に定められた役員であり、60人が選任されている。そして会長、副会長、執行理事とともに常議員会を組織している。日本弁理士会総会が弁理士法に定められた唯一の議決機関であるの対して、常議員会は会則に定められた議決機関という位置づけである。

このような会則の下に成立している本年度の会は、すでに2回開催されている。第一回は、年度替わりの間もない4月11日に、議案を、

- 第1号議案 平成24年度「執行理事」選任の承認を求める件
- 第2号議案 継続研修履修状況管理委員会委員の選任の件
- 第3号議案 審査委員会予備委員の選任の件
- 第4号議案 常議員会審議委員会の設置及び委員選任の件

として開催され、全議案とも無事に可決された。要すれば、新執行部の発足にあたっての人事案件の承認である。

第二回は、平成24年度定期総会に先立つ5月7日に、議案を

- 第1号議案 平成23年度事業報告の承認を求める件
- 第2号議案 平成23年度決算の承認を求める件
- 第3号議案 平成24年度事業計画の承認を求める件
- 第4号議案 会則第17号「日本弁理士会会則」中一部改正の件（会費に係る会則改正）
- 第5号議案 会則第17号「日本弁理士会会則」

中一部改正の件（登録料に係る会則改正）

- 第6号議案 九州支部室移転の承認を求める件
- 第7号議案 日本弁理士会会設青森事務所の設置期間延長の承認を求める件
- 第8号議案 平成24年度予算の承認を求める件
- 第9号議案 会令「特許出願等復興支援規則」制定の件
- 第10号議案 会令第23号「特許出願等援助規則」中一部改正の件
- 第11号議案 会令第51号「役員選挙規則」中一部改正の件
- 第12号議案 会令第52号「役員選挙施行規則」中一部改正の件
- 第13号議案 会令第83号「会費の免除に関する規則」中一部改正の件
- 第14号議案 平成24年度外部監事選任の承認を求める件

として開催され、全議案とも可決された。そして全議案ともそのまま定期総会で可決された。

この2回の常議員会が、その性格付をよく顕している。つまり執行機関としての執行役員会（会長、副会長、執行理事により成立）の決定を、審議議決する機関が常議員会である。とすると第一回常議員の人事案件について考えるに、会員の人事情報を殆ど知らされないことがない常議員がこれを審議しても形式的な審議、議決にならざるを得ない。やはり重要なのは、第二回常議員で審議、議決されたように、総会に提案される議案を審議、議決する機能である。

常議員会の責務とされる事項は会則上諸々挙げら

れている。筆者が以前に常議員を務めた平成9年当時は、常議員会に委員会があり、会務、会計の監査、委嘱に基く審議等が行われていました。監事会が組織された現在では、当然のことながら常議員会が監査に関与することはないが、委員会の審議がなくなったことは、活性化の流れに逆行したかに見える。

現状では実質的に、総会に付する議案の審議だけといっても、過言ではない。総会に付する議案は、執行役員会で審議、起案され、また多くはテーマ毎の委員会でも審議されている。これを審議の蒸返しとみるのは、皮肉に過ぎる。総会が第1の議決機関であるから、常議員は第2の議決機関としてその役割を負うことこそが最重である。凡そ重要事項を民主的且つ誤りなく決定するには、覆審は必要なことである。真に意義のある審議をすればそれこそがまさしく常議員の活性化に繋がる。

常議員会は、正副会長、執行役員が含まれているとはいえ、大多数は正副会長とは別な選挙によって

選ばれた常議員で構成されている。総会に出席する会員、すなわち全会員のなかの限られた熱心な会員とも構成が異なる。つまり今の弁理士会の中で、常議員こそが物言わぬ大多数の会員、サイレントマジョリティを反映したものといえる。

そのような構成からなる常議員会で、全会員の利害得失に関する重要案件が真摯に審議されることは、弁理士会の民主的な運営のために不可欠なことである。議案の提案者であり、執行者である執行役員会は、議案がスムーズに通れば事足りるということに墮することなく、常議員会そのものだけでなく、根回しの場ともいべき事前説明会等で問題点も含めた情報開示を積極的に行っていただきたい。また、我々常議員は、一人一人が問題意識を持つことだけでは足りず、自分を選んでくれた会員はこの問題をどう考えるかというスタンスで事にあたる必要がある。



監事会報告

平成24年度監事会監事長 野本陽一

1、今年度の監事会

監事2年目の今年度、前年度の副監事長に続いて監事長をお引き受けしております。今年度の副監事長は茂泉修司先生（2年目）と亀川義示先生（1年目）をお願いしております。監事会は会員から選任された10名と総会で承認された外部監事2名の合計12名の監事で構成され、外部監事としては青山学院大学教授の山崎敏彦氏と株式会社日立技術情報サービスの平山裕之氏にご就任頂いております。

監事会担当の副会長は西出眞吾先生と長濱範明先生、執行理事は玉真正美先生で、お忙しい中を監事会の審議に的確に対応して下さい、お陰様で監事会の会務ならびに会計の監査はスムーズに進行しております。

監事会の定例日は、原則として各月の最終月曜日に開催し、午後1時に開会して概ね午後5時まで要しており、この点からも執行役員会の会務執行が質量ともに複雑多岐にわたっていることを窺い知ることができます。

2、今年度の事業計画と監事会の監査

今年度は奥山会長の任期2年目になり、昨年度の基本方針（①魅力的な知的財産制度を構築する、②国民のための弁理士制度にする、③委員会と附属機関は街に出る、④特許事務所の基盤整備を支援する、⑤会務運営を革新し、会員サービスの向上を図る）に基づいて、本年度はさらに

- （1）改革を加速する
- （2）委員会・附属機関の検討の結果を年度半ばまでに出し、実行する
- （3）日本弁理士会の使命を改めて考える

を基本方針とされました。そして重点項目として

- （1）日本弁理士会の使命を考える
- （2）弁理士法の改正に向けた対応をする
- （3）意匠法と商標法の改正に向けた対応をする
- （4）知的財産制度全体の将来像に関する提言を行う

の4点を掲げておられます。

今年度の監事会ではこのような事業計画を念頭に置きながら、会務監査並びに会計監査を行っております。ここに会務監査は執行役員会の議事録に基づいて行いますが、単に議事録に基づく報告を受けるのみでなく会務執行状況における必要事項について適宜報告と資料の提出、さらに必要に応じて関係者の監事会への立ち入りを求める場合もあります。

因みに会員の受けるべき継続研修は、グループ別に構成され、最後のEグループの研修期間が今年度中に終了することに鑑みて、継続研修の実際を振り返り、継続研修に関する会務執行状況について必要な監査を予定しています。この監査にあたっては研修所担当の執行理事である木戸良彦先生からお話を伺うことしております。

また一昨年度の会長選挙においてかなり大量の郵便投票が郵便事業株式会社の不手際により遅延し無効となりました。今年度もまた役員選挙が予定されていますのでこのような事態を繰り返さないようにしなければなりません。適正な役員選挙が行われるか否か、注意を払っていく所存です。

3、支部監査

ご存じのとおり日本弁理士会には、北海道・東北・北陸・関東・東海・近畿・中国・四国・九州の

9つの支部があり、監事会はこれらの支部の監査をしております。具体的作業としては外部監事を除く監事の先生方に支部を一つずつ担当して頂き、支部から提出される支部監査報告に基づいて行っています。近時、地方支部の独自の活動が活発化し、知的財産制度の活性化に寄与している点は高く評価されるべきものと考えます。

4、おわりに

現在の9月初旬までのところ会務監査並びに会計監査は特に問題もなく行っております。今後も会員の選挙により選任された監事という役職を重く受け止め、任期内の職責を果たして行く所存ですので、どうぞよろしく申し上げます。





日本弁理士会の研修

日本弁理士会研修所所長 真田 有

日本弁理士会研修所の所長に就任いたしまして2年目の真田有でございます。伊藤高英前所長も日本弁理士クラブの会員であり、伊藤高英前所長の方針を受け継ぎながら研修所運営を行なっております。

さて、既登録弁理士に対する質的向上を図る研修（継続研修）及び弁理士試験合格者等に対する研修（実務修習）が平成20年度の開始から5年目を迎えました。また、平成15年度より開始された特定侵害訴訟代理業務に関する能力担保研修は本年度で10年目を迎えました。これらの継続研修や実務修習及び能力担保研修については以下のとおりでございます。

1. 継続研修

継続研修は弁理士法で定められた法定研修で、弁理士は原則として5年間で70時間（倫理研修10時間、業務研修60時間）の研修を受けることが必要です。

（1）倫理研修について

倫理研修につきましては、当該研修を登録年度別に行うことにより、円滑な倫理研修の受講を可能にしております。そして、この倫理研修を行うことにより、弁理士倫理の徹底を図り弁理士に対する社会の信用の維持・増大に努めております。

継続研修が平成25年に6年目を迎えることを機に、倫理研修における座学演習内容等の見直しを行っております。

（2）業務研修について

業務研修として、日本弁理士会が主催・共催する研修、外部認定機関による研修、みなし研修を用意しております。

特に、日本弁理士会による研修にはeラーニング研修と集合研修があります。

（i）eラーニング研修

既に導入されているeラーニング研修システムが効率的に運用されるよう、コンテンツの拡充を図っております。研修所が提供するコンテンツは、法律（産業財産法など）に関するコンテンツだけでなく、各分野の技術に関するコンテンツについても会員が視聴できるよう鋭意努力を続けております。

（ii）集合研修

研修計画に基づく種々の研修をTV会議システム等を利用して効果的に行っております。また、地域研修につきましても、地域の皆様が様々な形で研修を受けることができるようにしております。さらに、受講管理を容易・確実に行うための努力もいたしております。

本年度は、8月に研修フェスティバルと称して、集合研修のために弁理士会館を一日中貸し切って研修を行ないました。

（iii）必修科目

業務研修の中には、その重要性に応じて会長が指定する必修科目があります。

現在、「平成23年度特許法等改正」が必修科目に指定されており、eラーニング研修において受講することができます。

この「平成23年度特許法等改正」は平成25年3月31日までに原則としてすべての弁理士が受講する必要がありますので、まだ受講されておられない会員の先生方は、早めの受講をお願いいたします。

2. 実務修習

実務修習は、弁理士試験合格者等に対して、国に代わり、日本弁理士会がほぼ4ヶ月間にわたり72時

間の研修を行うもので、この研修も弁理士法で定められた法定研修です。

当研修所では、実務経験豊富な弁理士を講師陣として迎え、弁理士試験合格者等に対して、高い信頼性で実務修習を実施いたしております。実務修習の講師として日本弁理士クラブ会員の先生方にも多数ご協力いただいております。

弁理士試験合格者等にとっても、受講コースや受講地域を選択できるようにしており、利便性の高い実務修習を実施できるようにしています。

3. 能力担保研修

能力担保研修については以下のとおりです。

能力担保研修は、弁理士が特定侵害訴訟代理権を取得するにあたり、代理権付与の前提である「信頼性の高い能力担保措置」として行うものです。

当研修所では、能力担保研修を、東京、大阪及び名古屋（名古屋は隔年）において、4月～9月にかけて、総研修時間45時間をかけて実施します。

また、能力担保研修を受ける前提としての、民法及び民事訴訟法に関する基礎研修につきましても、eラーニング化も含めまして研修の充実を図り、更に付記弁理士のフォローアップ研修も実施いたしております。

能力担保研修は本年度で10年目を迎えるため、能力担保研修についての特集号をパテント誌に掲載する予定であり、また平成25年2月には能力担保研修10周年記念行事も予定しております。

当研修所は、上記の継続研修、実務修習、能力担保研修という3つの法定研修の実施を担っており、今後もこれらの法定研修を高い信頼性をもって実施していきます。

4. その他

その他の研修として、新人研修、新人養成研修、知財ビジネスアカデミー（IPBA）事業の研修も実施いたしております。

（1）新人研修

実務修習では実施できなかった研修を新人研修と

して新人弁理士を対象に実施しています。

この新人研修もeラーニング研修と集合研修を組合わせて実施し、修了者には修了証書が授与されます。

（2）新人養成研修

新人養成研修は、実務経験の浅い弁理士に対して行う実務に則した演習方式の研修で、新人研修につづく研修として位置づけされています。

この新人養成研修は平成22年度に開始された研修であり、初年度は東京で特許に限って実施されましたが、本年度は、特許に加え、商標についても実施いたします。

3. IPBA事業の研修

IPBA事業の研修は、知的財産推進計画において日本弁理士会に育成が促されている「総合アドバイザー型弁理士」を育成するための研修であり、知財経営コンサルティング、知財人材育成、知財創造支援等の新しい業務域に関する研修でございます。

このIPBA事業の研修にあたっては、この分野で経験豊富な講師を日本弁理士会内外から招き、種々の研修を実施しております。

さらに、当研修所では、前記した継続研修を実施するにあたっての種々の審査業務も担っており、これにより公平で高い信頼性の研修が担保されています。

最後に、当研修所は1978年に創設されて以来、30数余年が経過し、その時々研修所に携った皆様は研修所のあり方を模索され、現在は上記3つの法定研修を含む種々の研修を担うまでになりましたが、今後も更に新しい研修所のあり方を模索していく必要があります。このように今後も、日本弁理士会内外からの要請に応えるため、種々の情報を積極的に収集し、研修体制の強化と効率化とを図るとともに、新しい研修所のあり方を模索して参ります。

上記の各種研修の企画実行を正副所長、運営委員及び事務局職員の全員の英知と情熱とを結集して鋭意実行して参りますので、日本弁理士クラブ会員の皆様のご理解とご協力と研修への積極的な参加をお願いいたします。



日本弁理士会中央知的財産研究所 からのご報告

所長 筒井 大和

1. はじめに

日本弁理士会中央知的財産研究所（以下、「研究所」）は、「長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資すること」を目的として、平成8（1996）年4月1日に日本弁理士会の附属機関として設立されました。

当研究所は、設立以来、その設立目的に沿って活動を行ってきておりますが、平成22年に設立15周年を迎え、それを記念して様々な行事を実行するとともに、パテント誌の2012年6月号に特集記事を掲載しておりますので、ご一読ください。

当研究所は、日本弁理士会におけるシンクタンクとして、知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、日本弁理士会の地位向上と社会的貢献とに努めていく所存です。

なお、当研究所の組織、活動、研究成果等については、日本弁理士会の下記ホームページをご覧ください。

http://www.jpaa.or.jp/about_us/organization/affiliation/chuuou/chuuou4.html

2. 研究所の組織・運営について

- （1）今年度は、当研究所設立17年目を迎え、第10回公開フォーラムの開催、第6回会員向け研究発表会の開催、研究報告書である別冊パテントの発行、さらに、研究所の内外への広報活動を

引き続き行います。

- （2）当研究所は、設立以来、その機能を十分に果たしてきていますが、運営に関わる諸問題に対応するため、また、運営の効率化を図るため、組織変更、広報の充実化、IT化、過去の研究論文の電子データ化とホームページへの登録等を引き続き推進します。
- （3）中央知財研究所の組織および運営のあり方（研究員、運営委員の数の適正化等）について、設立の趣旨に立ち返って、検討を行います。
- （4）研究テーマの選定に当たり、会員の関心、希望を的確に反映させるための方策を検討します。

3. 調査研究について

調査研究は、従来同様、研究課題毎に本会会員でない研究員と本会会員たる研究員とで構成される研究部会を現状では東京地区の3部会の他、関西地区に1部会を設置していますが、必要に応じて、もう一つぐらい研究テーマが増える可能性もありますので、その場合は、もう1部会増えることとなります。

4. 研究課題について

- （1）平成23年度から継続する研究課題

- 1) 「知的財産権侵害に基づく差止請求権を巡る諸問題」(平成23年11月1日～平成25年3月31日)

本研究部会は、知的財産権侵害に対する直接的かつ有効な対抗手段である差止請求権を取り上げ、関西西部会の担当として、平成23年11月から研究を開始したものです。

2) 「明細書を巡る諸問題」(平成22年9月1日～平成24年9月30日)

明細書の記載は、弁理士の日常業務であり、弁理士の業務に深く関わる重要かつ普遍的なテーマです。また、明細書の記載は、記載要件、抽象的な課題の記載、発明の単一性、詳細な説明の記載、手続的な問題があります。これらの問題は、クレーム解釈とも密接な関係を有しますので、その研究を行います。

3) 「商標の基本問題について－混同を巡る諸問題－」(平成22年9月1日～平成24年7月31日)

商標における「混同」は不登録事由(商標法第4条第1項第15号)に規定されていますが、これのみに留まらず、商品と役務との間の混同、防護標章制度、登録時・侵害時における混同の判断、インターネット上における新しい使用形態における混同、不正競争防止法における混同(不競法第2条第1項第1号)、混同のないところにおける著名商標の識別力の保護、さらに、これらの諸問題における諸外国との比較検討、等、いずれも商標法制度のありかたを巡る基本的な問題であり、また、弁理士の業務に深く関わるテーマですので、混同を巡る諸問題に関して検討、研究を行います。

(2) 今年度から開始する研究課題

1) 「弁理士法の改正」(平成24年4月11日～12月31日)

弁理士法の改正が動き出しています。これは平成19年の改正の5年後の見直しに当たりますが、弁理士制度の将来にとって極めて重要な改正になりますので、この改正に向けた調査研究を行います。主要な改正点としては弁理士試験制度と業務範囲があると考えられますが、それ以外の事項も含め、将来のありべき姿を求めて、全体的な検討を行います。

2) その他(特許関係・商標関係等)

本年度は、上記「商標の基本問題－混同を巡る諸問題－」(商標関係)が平成24年7月31日、「明細書を

巡る諸問題」(特許関係)が平成24年9月30日と、相次いで研究期間が終了する予定です。

そこで、引き続いて、特許および商標関係、あるいはそれ以外の分野の適切な研究テーマを、当研究所の運営委員の他、専門委員会等の会員等の意見も踏まえて総合的に検討して、新たに選定し、研究を開始する予定です。

5. 事業について

(1) 第10回公開フォーラムの実施

公開フォーラムは、当研究所の研究部会での研究成果を内外にアピールする場である上に、当研究所において如何に先端的・専門的な研究を行っているかを周知する場でもあります。

今年度も公開フォーラムを東京および大阪において継続的に開催し、当研究所の研究成果をアピールしていく所存です。

(2) 第6回会員向け研究発表会の実施

会員向けの研究発表会は、毎年2～3月に行われており、昨年度も、3月5日に大阪で、27日に東京で開催しました。

会員向け研究発表会は、当研究所の研究内容について、特に実務的な観点から弁理士にとって重要なポイントについて発表を行うものであり、会員にとって非常に有益な情報収集の場となっています。今年度で第6回になりますが、例年多くの来場者がありますので、今年度も開催して会員の情報収集の一助としたいと考えています。

(3) 別冊パテントの発行

当研究所の研究成果である「報告書」は、広報センターのご協力により「別冊パテント」として発行しており、全会員に配布すると共に、裁判所、特許庁、弁護士会、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家・学者・研究者などに配布して高い評価を得ています。

今年度は、「明細書を巡る諸問題」、「商標の基本問

ご挨拶

題「混同を巡る諸問題」、「知的財産権侵害に基づく差止請求権を巡る諸問題」の3つの研究テーマについて別冊パテントを各1冊発行する予定です。

(4) その他、時宜に応じて当研究所として対処すべき事項

当研究所の淵源は弁理士関係令規に定められた使命と職責の実現にあります。弁理士制度はもとより、広く内外の知的財産制度の動向に着目し、時宜に応じた研究活動の企画・実行の推進を目指します。

(以上)





知的財産支援センターの活動報告 (地域知財との関係を中心として)

知的財産支援センター副センター長 松浦 喜多男

1. はじめに

前年度から、副センター長を拝命し、第2事業部の補佐的役割を担っています。一方、支援センターと密接に関係しています地域企画調整委員会の委員長でもあり、私のセンター内での役割は、この委員会と支援センターとの協働関係を密接なものとするにありと考えています。

支援センターの本年度の取り組みと共に、支援センターと支部の地域知財との連携を地域企画調整委員会からの観点をも踏まえて報告したいと思います。

2. 支援センターの主な事業

1) 出願援助

本年度の活動の柱は、会長肝いりの出願援助の拡大です。本年度から、実用新案登録出願、意匠登録出願についても援助対象に含まれました。また、法人に対する資力要件が緩和され、次の何れかを充足する法人は、援助対象となりました。

- ①設立から7年以内であって、かつ直近の年間純利益が500万円を超えない場合
- ②直近の年間純利益が赤字の場合

予算も前年度よりも500万円程度増額され、従来よりも格段に対象が広がりました。

2) 地域知財フォーラム

関東・近畿・東海を除く6支部の開催希望地での、知的財産フォーラムの開催を担当することとなりました。昨年度までは地域知財活動本部が主催していたものを、本年度から支援センター事業に移管するものです。

3) 大学等の支援

支援センターに対し協力要請のある大学・高専・専門学校等に対し、知的財産関連のセミナー等（パテントコンテスト、デザインパテントコンテストのための事前講義含む）を企画実行し、当該大学等の知財支援を継続して行っています。また例年の大学技術移転協議会（UNITT）協賛セッションについても、積極的に参加します。

4) 地方自治体支援事業（支部サポート事業）

本事業は、協定を締結した地方自治体が企画する知的財産関連施策に対する協力を通じて、地方自治体の地域振興に貢献するものです。

現在のところ、山形県、石川県、高知県、愛媛県、山口県、秋田県、岩手県、宮城県、福島県、土佐市等が支援自治体として挙がっています。

土佐市とは平成24年1月に新規協定を締結したところです。協定締結記念事業として、地域企画調整委員会との協力により、市長、議長、大学担当者、企業の方との意見交換会を行いました。私がコーディネータを担当したことでもあり、土佐市の積極性に感銘を受けたものでした。

3. 支援センターと支部との関係

地域知財支援について、支部でできることはその支部が行い、その支部でできないことを知的財産支援センターが行なうという棲み分けがなされています。この支援センターと支部の活動の棲み分けは、部長会議に支部長がオブザーバ出席していただくなどにより、隔年ごとに明確となっています。

特に本年度からは、支部間及び関連付属機関との

調整機関を主な役割とする地域企画調整委員会が、定例委員会及び支部サミットを通じて、各組織の連携を日常的に橋渡ししていることにより、支援センターと支部との連携が極めて密なものとなりました。

4. 支部サミット

今年7月に第3回支部サミットが、地域企画調整委員会の実行担当により開催されました。附属機関として、支援センター、研修所、広報センターから、夫々の長が出席され、各支部から支部長含む2名、そして会長をはじめとする関係役員が参加しました。

2010年に太宰府の地で第1回の支部サミットが開催され、今年で3回目です。

このなかで、「支援センターと支部との具体的協力体制」について議論が交わされました。また、支部の対外事業は、自治体に対する知財支援、支部地域内の知財フォーラムがメインであることから、これをサポートする支援センターを中核としての議論となりました。

このような企画を通じて、各支部に支援センターの考えを発信し、支部との連携により広範な活動を行っていく必要があると考えています。

5. あらためて思う支援センターの役割

日本経済を活性化させるには知財力しかないとの認識は、日本弁理士会、知財関係官庁は云うに及ばず、各自治体の共通認識になっています。一方、出願件数は、東京、大阪、東海に偏在しており、地方の道県からの出願件数と大きく隔たっています。

この出願件数の偏在が、潜在的・顕在的知財ニーズに比例するものであれば問題なしとしても、地域性等から知財サービスが十分に享受できないことが背景にあるとすれば、知財専門化集団である日本弁理士会としては応分の責任を果たさなければなりません。

せん。まさしくこのような観点から、支援センターが発足し、支部と共に様々な支援活動を行っているものです。

支援センターは、日本弁理士会の附属機関として設置されて、本年度で15年目を迎えます。毎年、数10回の知財フォーラム、セミナー、相談会等を支部と共に開催しており、遠隔地の支部を中心に、講師を派遣しています。また、将来を見据えた知財の活性化を念頭において、教育関係への知財授業に力を注いでおり、学校支援教材や小中学校教育モデルを作成し、各支部に供与しています。教育機関に向けてのセミナーも、多くの大学で実施しています。

また、日本弁理士会は、20の地方自治体と知財支援協定を結び、各地方自治体の知財活性化事業に協力し、県などと共催して知的財産セミナーを開催しています。

国の「知的財産推進計画」では、知的財産を活用して地域を振興するとし、種々の具体的提言を掲げています。とりわけ、地域に根ざした中小・ベンチャー企業の支援が重要となります。中小企業数は約450万社で、全企業数の99%以上を占め、一方では、特許出願比率は約12%と低迷した状態であることから、その活性化が求められます。経済不況下、知財による日本再建が謳われながらも、実際には出願件数の低下が止まらない現状に鑑みると、中小・ベンチャー企業の支援は喫緊の課題です。

日本弁理士会は、上述したように支援センターや各支部を中核として、「知的財産推進計画」策定前から、中小企業を軸とする地域知財支援を精力的に行なってきました。国に先駆けて、中小企業支援を行ってきたと言っても過言ではありません。

今後とも、国の施策に合致する、支援センターの活動を日本弁理士会の基本活動として、大切に育てていきたいと思っています。以上

日本知的財産仲裁センターについて

本年度センター長 谷 義 一

日本知的財産仲裁センターの本年度センター長を仰せつかっておりますが、その設立当時の経緯を知る者の一人として、若い世代の弁理士の皆さんに仲裁がなぜ重要なのか、そして、先輩の弁理士がどのように苦労しながら日本知的財産仲裁センターを作っていく、今日に至って来たのかについて、説明しておくべきと考えました。それで、今回、原稿を書くことを引き受けました。

1. JIPAC設立の経緯

日本知的財産仲裁センター(JIPAC: Japan Intellectual Property Arbitration Center)は、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、1998年4月1日に、日本弁理士会と日本弁護士連合会とが共同で設立し、共同で運営している、日本で唯一の知的財産専門のADR(Alternative Dispute Resolution: 代替的紛争解決)機関です。

なぜこのようなADR機関ができたのか? 1993年度の浅村理事会において、弁理士の侵害訴訟代理について議論していた折、有識者懇話会におられた弁護士さんから、訴訟代理を目指す前に、まず、仲裁に関与したらどうかとのアドバイスをいただき、仲裁制度について関心を持ったのが契機でした。その年に仲裁制度検討委員会を立ち上げ、我々弁理士がどのように仲裁に関与できるかについて検討を始め、1995年ころには、弁理士会単独で仲裁機関を作ろうという機運が盛り上がってきました。それを知った日本弁護士連合会の知的所有権関連の委員会から接触があり、弁理士会単独でやる時には弁護士法2

条の問題、つまり、法律事務は弁護士以外にはできないという規定に違反する恐れがあるとの指摘がありました。弁理士会としては、ADR機関自体の運営は問題がないと思っていましたが、弁護士と弁理士が共同で仲裁の案件に携わることができることの方が得策であろうという結論に達し、それ以降は共同で準備のための委員会を立ち上げ、2年余にわたっての議論、検討を踏まえて、1998年4月1日によりやく設立の日の目を見ることになりました。

このように弁護士と弁理士とが真摯な議論を行うことで、両者の距離が縮まり、お互いに相手側の業務について知り合うことができ、相互に尊敬しあう関係が醸成されてきました。このことが、その後、数年後に始まったプロパテント(特許重視)の幕開けにも役立ち、さらには、特定侵害訴訟代理の実現にも大きく寄与してきました。弁理士会と日弁連とがより密に交流を重ね、さらには弁理士会が裁判所とも交流できるようになっていきました。お互いに、相手を知ることの重要性がわかってきた結果であると思います。

2. 代替的(裁判外)紛争解決の特徴

知的財産に係る知的財産の紛争、たとえば、権利侵害の存否、特許権実施許諾や共同開発などの契約に関する紛争、職務発明や営業秘密などのように第三者に知られたくない紛争、技術標準に関連しての特許権行使の紛争などの紛争についての民事的な解決を図るにあたり、ADRは非公開性という裁判所にはない特色を有しています。さらには、裁判所と

同様ではありますが、中立性に特色があります。加えて、知的財産の専門家たる弁理士、弁護士が仲裁人や調停人として紛争の解決に当たる利点があり、さらには解決の手續や解決の仕方に柔軟性もあります。たとえば、まず、調停に入り、機が熟したところで仲裁に移行することもでき、あるいは、判定の依頼から、調停に移行することも可能であります。

3. JIPACの構成

事務局として、東京本部が弁理士会館内におかれ、関西支部が大阪弁護士会館と日本弁理士会近畿支部室内の2か所におかれ、名古屋支部が愛知県弁護士会館内と日本弁理士会名古屋支部室内の2か所におかれ、そのほかに、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所があり、それぞれで、相談から受任、事案の処理までを行っています。現在、ADR法に基づく認証を取得することを目指しています。弁理士と弁護士とからなる運営委員会が毎月開催され、JIPACの運営にあたっています。弁理士会と日弁連には、それぞれ、運営委員をバックアップするための委員会（弁理士会では、ADR推進機構）があります。

東京本部の電話は03-3500-3793、メールアドレスは、jimu@ip-adr.gr.jpです。ホームページwww.ip-adr.gr.jpも参照ください。

実際に仲裁、調停、判定などを行う仲裁人、調停人、判定人、ドメイン名パネリストについては、知的財産の保護対象ごとに専門家を候補者としてリストアップした名簿を用意しています。さらに、仲裁人、調停人の補助者も選任して十分な判断を行う体制を取っています。具体的な選任にあたっては、利害関係、中立性、公平性を担保して候補者を選任し、両当事者が納得した上で、紛争の解決処理に入ります。

国際性という面では、WIPOとの間で協力協定を締結し、さらには、諸外国のADR機関との連携も

模索しています。来年2013年2月21日（木）には、JIPAC設立15周年の記念事業として、WIPOとのシンポジウムを準備しています。ぜひ、参加ください。

4. JIPACの業務

ホームページでも説明していますが、業務としては、主として、相談、調停、仲裁、センター判定、必須判定、事業適合性判定、JPドメイン名紛争処理があります。

相談業務は、いわば水先案内のようなものであり、ADRについて不慣れな方がセンターに来られた時には、まずどのような解決手段があるのかの相談から、具体的な手續について相談を受けることを勧めます。

調停は、両当事者が同意したならば、調停人という第三者の前でそれぞれの意見を述べて、調停人の判断を仰ぐものです。その途中で脱退することもできるので、比較的被申立人の応諾を受けやすく、当センターにおける申立の多くが調停です。調停は和解（民法第695条、第696条）のための仲介、あっせん手續であり、調停の結果として和解が成立したならば、和解契約書が作成されますが、これには一般の契約書と同じ法的効果があります。さらに、和解成立後に、仲裁合意が取れば、仲裁手續に移行して、仲裁判断を取ることできます。調停としては、115件の実績があります。

仲裁は、仲裁法（平成15年法律第38号、平成17年4月1日施行）に基づく紛争解決手段であり、まず、両当事者が仲裁の判断に従うことを予め合意したうえでその手續に入ります。仲裁の結果としての仲裁判断は確定判決と同じ法的効力を有し、強制執行は裁判所の執行決定を得て行うことができます（仲裁法第13条、第14条、第45条、第46条）。また、仲裁の申立によって時効が中断します。仲裁はこのように強い法的効力を有するので、まず、調停から入り、

両当事者が合意したならば、仲裁に入るという流れが好まれるようですが、通常は、調停までで終わることのほうが多いようであり、実績としては6件にすぎません。

センター判定は、特許法第71条に規定の判定、特許無効理由の有無についての判定を行うのですが、相手方がいる双方判定と相手方なしで行う単独判定とがあります。これまでに、双方判定は2件、単独判定は50件行なってきました。

必須判定は、ある特許が、特定の技術標準の規格で規定する機能および効用の実現に必須であるか否かについて判断する判定であり、特定の技術標準規格に関する必須特許をプールして実施許諾するライセンス管理団体との間で契約を結んで、多数の案件を処理しています。デジタル放送プールに関しては、431件の特許を扱い、デジタルケーブル放送プールに関しては、284件の特許を扱ってきました。

事業適合性判定は、事業者等が取り扱う製品、事業、研究開発における先行特許の質的内容について判断し、知財紛争のリスクを予め回避する指針を提供します。これまでに2件処理してきました。

JPドメイン名紛争処理は、登録商標等を有する者が、その登録商標を他人にJPドメイン名として不正に登録ないし使用された場合に、そのJPドメイン名の取り消しや移転を求めるための手続であり、JIPACは、(社)日本ネットワークインフォメーションセンター JPNICによりJPドメイン名の紛争処理機関として認定されています。JPドメイン名の取り消しや移転の請求の申し立てがあった場合、判断を行うパネルが構成され、その後、14日以内に判断を下すので、迅速な紛争の解決が図られます。これまでに、102件の処理を行ってきました。

5. まとめ・・・JIPACの調停、仲裁を活用してく

ださい。

JIPACに興味を持って頂けたでしょうか。その調停、仲裁にはいろいろとメリットがありますが、なかなか使用してもらえていません。それは、日本の企業が前例踏襲、すなわち実績を重視することと、紛争を外部に依頼して解決したがるに原因があると思います。この現状を変えるのはなかなか容易なことではありませんが、それを打破するためには、弁理士の皆さんに、ぜひとも、ADRの良さ、利点、すなわち、弁理士が比較的簡単かつ柔軟に権利行使に係ることができると知っていただき、企業に勧めていただきたいと思います。JIPAC主催の研修が時折行われますが、その際にはぜひともご参加ください。

最後になりますが、調停、仲裁に関与するための第一歩として、具体的には、皆さんが契約書作成に係る時には、契約における紛争解決条項として、JIPACによる調停、仲裁を盛り込んでいただきたいと思います。このような調停・仲裁条項が契約書に盛り込まれますと、予めの合意がなされているわけですから、紛争時に、スムーズにJIPACに来ていただいて、調停なり仲裁なりの手続に入っていただくことができます。それによって、実績を作っていくことができます。

そのための仲裁条項の例を以下に示しますので、ぜひ、ご活用ください。これからも、JIPACを暖かく見守り、育てていくように、是非ともご理解を賜りたく、よろしくお願い致します。

調停条項の例

第 条

1. 本契約に定めのない事項および本契約の運用上生じた疑義ないし紛争は、日本知的財産仲裁センターにおける仲裁手続規則に基づく調停に付するもの

とする。

2. 調停地は〇〇とする。

仲裁条項の例

第 条

1. この契約に起因または関連する甲乙間の一切の紛争は、日本知的財産仲裁センターの仲裁手続規則に基づく仲裁に付し、その仲裁により最終的に解決されるものとする。

2. 仲裁地は〇〇とする。

英文仲裁条項の例

Article X (Dispute Resolution)

1. Any dispute arising from or related to this Agreement shall be referred to and finally resolved by arbitration in accordance with the Arbitration Rules of the Japan Intellectual Property Arbitration Center.

2. The place of arbitration shall be Tokyo, Japan. The language of arbitration shall be Japanese (Englishとすることもできます).





ご挨拶

日本弁理士会知的財産価値評価推進センターセンター長 石田 喜樹

知的財産価値評価推進センター（以下センターという）は平成17年4月に日本弁理士会の附属機関として設立され、本年度で8年目をむかえます。私は第3代のセンター長で2年目ということになります。

当センターの目的は、「弁理士が関与する知的財産権の価値評価について客観性及び妥当性の向上を図るとともに、知的財産権の価値評価業務を行う弁理士を支援するための事業を行うことにより、知的財産権の価値評価業務の改善進歩を促し、もって知的財産権の活用に寄与すること」にあり、主に、裁判所等の依頼に応じて評価人を推薦したり、価値評価業務を行う弁理士を支援するために、評価手法の研究や評価人候補者に対する研修等を行っています。裁判所からの評価人の推薦依頼は、設立以来約60件強あり、昨年は12件とコンスタントに依頼があります。依頼内容は特許権、商標権が圧倒的に多く、著作権がこれに続いています。裁判所別に見てみますと東京地裁が断トツですが、地域的には全国に散らばっており、当センターの認知度は結構高いものがあると思っています。

最近では民間からの問い合わせが時々ありますが、まだ具体的な推薦案件には至っていません。おそらくニーズはそれなりにあると思われますので、今後は外部に向けて適切にPRをしていく一方、種々の依頼に対応できるよう評価人候補者の人数の確保と質の向上につとめていく必要があると思っています。因に、現在の評価人候補者の登録人数は約320名ですが、今後500名程度に増員したいと思っています。

評価人候補者には、毎年数日の研修を行っています。今年も8日（19コマ）の研修を予定しています。

その中には実践に役立つ演習形式の研修も取り入れています。更に、実際に評価案件を経験してもらうため、評価人補助者制度を導入し、未経験の人にも実務経験の場を提供し、早く一人前の評価人になってもらうようサポートしています。評価人補助者制度とは実際の評価案件について主評価人である経験者の指導の下、一緒に評価業務をする、所謂OJT制度です。

組織は、総務部、第1～第3事業部の4部会制をとっており、評価マニュアルの作成や、評価手法の研究、研修等、評価人候補者の支援を行っています。価値評価の分野はまだ新しく、評価手法も完全には確立されていません。又価値評価と言っても金銭評価（定量評価）だけでなく、いろいろな場面に対応した定性評価も視野に入れています。それらの評価業務は、弁理士業務の拡大に繋がることはもちろん、知的財産権の専門家である弁理士に課せられた社会的ニーズでもあります。当センターはそれらのニーズに応えるべく、質の高い評価人候補者を育成すると共に、全ての会員が価値評価業務に携わることができるよう支援していきたいと思っています。

本年度は民間企業からの潜在的ニーズに対応すべく特定の民間企業をターゲットに価値評価を行い、弁理士による評価業務の実践とPRに務めています。更に、既存の評価マニュアルを補充すべく、具体的なテーマに則したマニュアル作りにも取り組んでいます。しかし乍ら何といたってもこの評価業務は、弁理士会内外に未だ広く知れ渡っているとはいえ、その壁を解消することが当面の課題と考えます。それには評価人候補者の数を増やし、一人でも多くの

ご挨拶

評価業務経験者を世に送り出していくことが最大の解決策であると痛感しています。

最後に、東日本大震災の復興支援に関し当センターはいち早く知的財産権を活用した融資制度のスキームを提案しましたが、政府保証の無担保融資制度が導入されるに至って、担保自体が不要となり、そ

のスキームは日の目を見ませんでした。そんな中で復興支援の一環として仙台で開催した「知的資産経営フォーラム」や、福島県大玉村の企業を対象とした支援事業は、それなりの成果をあげることができ、当センターの機動力と特色を生かした活動であったと自負しています。





ご挨拶

国際活動センター副センター長 尾崎 隆弘

1. はじめに

日本弁理士クラブのご推薦により国際活動センター副センター長を拝命いただいている尾崎隆弘です。

任期は2年で、ほぼ1年5ヶ月を経過しようとしています。その間、日本弁理士クラブの先生方からご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2. 活動状況

(1) 概要

本センターは、弁理士会の附属機関として平成17年に創設され、弁理士会の国際活動を担う部門です。日本弁理士会を構成する会員が知的財産の専門的実務家であるという特質を生かして、海外の知的財産関係団体との人的交流を通じて情報収集をするとともに、日本弁理士会としての知的財産情報の発信を行い、かつ会員の国際活動に資する活動を行います。最近の経済のグローバル化の進展に伴い、最近の知的財産を取り巻く環境は以前にも増して急激に変化し、国際活動センターの役割は、ますます大きくなっています。

主な活動は、次の通りです。

- 1) 海外の弁理士会、知的財産関係団体から提供された資料や各国特許庁、裁判所のホームページ等に掲載された知的財産情報、判例を収集し、会員に有益を思われる情報を当会ホームページやJ P A Aジャーナルを活用して提供する。
- 2) 海外の弁理士会、知的財産関係者に対し、当会ホームページ、あるいは、セミナーを活用して国内の知的財産関連情報を提供する。
- 3) 知的財産制度の国際的改正動向を調査・研究し、必要に応じて当会の意見を発信する。
- 4) 海外の知的財産関係団体で開催される重要な

会合へのセンター員派遣を行う。

- 5) 海外の知的財産関係団体との交流、ホームページを充実させるための活動その他の必要な事業について、企画政策会議でプロジェクトグループ(PG)を設置し、その目的の事業の企画、準備、実行等を行う。

- 6) アジア地域にて人材育成のためのセミナーを企画、準備、実行を行う。

(2) 組織

国際活動関連法規(会令第68号)、国際活動センター運営規則(内規82号)に基づいて、センター長1名、副センター長6名、部長5名、副部長5名などを中心に約100名のセンター員で活動しています。全体会議を基礎として、センター全体の活動を企画する企画政策会議の下に、国際政策研究部、日本情報発信部、外国情報部、その他、PGを構成して活動を行なっています。センター員はいずれかの部会に所属した上で、希望するPGに参加することができます。PGは諸外国の関係団体等との交流を事業ごとに行います。部会と企画政策会議の定例日は毎月第2火曜日となっています。

(3) 本年度の活動

①アジアセミナー

日本弁理士会は、2013年3月に2日間の日程でタイのバンコクで第5回アジアIP実務者セミナーを主催します。アジアの知的財産関係者に日本の知的財産制度の紹介や現況等の情報を提供することが目的で、アジアPGが担当します。

②国際政策研究部

知的財産制度の国際的動向の調査・研究を行い、必要に応じて当会の意見発信について検討します。

WIPO特許法常設委員会（SCP）やPCTWGなどの国際会議へ代表を派遣します。諸外国弁理士試験制度に関する調査、USのAIA（Leahy-Smith America Invents Act）のルールの検討も担当します。

③日本情報発信部会

海外の弁理士会、知的財産関係者に対し、当会の英文ホームページを活用して国内の知的財産関連情報を提供します。また、会員が日本の知財関連情報を英語で伝える際に活用できるIPQ&Aについて更新します。

④外国情報部

各国の法改正の情報や主要な判決を日本語に要約し、国際活動センターからのお知らせとして、ホームページ・JPAAジャーナル・電子フォーラムに掲載します。また、外国知的財産制度の進展などに適切に対応するため、会員向けのセミナーを開催します。

米国部会は、判例とAIAに関するセミナーの開催など、欧州部会は、セミナーの開催とCIPA（The Chartered Institute of Patent Attorneys in UK）ジャーナルの紹介など、アジア部会は、中韓、アセアン、南西アジア（インド・中東）の3つのグループに分かれ、ホームページ上の各国情報、判例情報、セミナーの開催などの事業を担当します。USPTOのホームページでAIAのルールが公表され、米国部会と国際政策研究部はその対応に追われています。欧州統一特許（unitary patent）について、欧州理事会が統一特許裁判所の中央部をバりに設置することに合意し、単一特許に関する2つの規則案についても、2014年に発効する見通しとなっており、欧州部会はこのような動きに対応すべく活動しています。アジア部では、会員のアジアに対する関心の高まりに対応するため、中国重要判例の調査研究などを行っています。

⑤PG

4月17日にAIPLA（American Intellectual property law association）東京会合、20日に大阪会合が開催されました。AIPLAGは、10月のAnnual Meeting、年明けのWinter Meeting、それに来年4月のJoint

Meetingの3つの会合に対応します。Joint Meetingについて、来年4月9日に東京、4月12日に大阪で開催すべく調整を進めています。CIPAPGは、11月5日にClosed meeting（午前）、Open seminar（午後）、Receptionに対応します。日韓PGは、9月17日にソウルで日韓弁理士交流会、日中PGは11月27日に関西で日中弁理士交流会を開催します。FICPI（Internal Federation of Intellectual property Attorneys）との交流会に対応します。

⑥ACP（Attorney-Client Privilege）

ACPPGは、依頼者・特許助言者の秘匿特権に対応します。弁理士法改正にも関連したもので、ACPを巡る国際的な動向、VLT事件、Eisai事件の判決などについて調査研究します。

⑦TPP（Trans-pacific Partnership）とEPA（Economic Partnership Agreement）

経済連携で要求すべき知的財産のルールについて、TPPWGへの意見提出を行いました。TPPに関連するACTA（Anti-Counterfeiting Trade Agreement）が衆議院本会議で可決されました。EPAの知的財産分野の交渉において、相手国の知的財産制度や運用上の問題点の改善につき検討してゆくことになります。

⑧その他

特許庁からの意見募集に対する意見聴取、弁理士会の各委員会との協力、全国各支部からのセミナー講師依頼、海外の特許庁・裁判所等の関係者の来訪への応対、日本知的財産協会（JIPA）等の団体との懇談会、各種団体からのセミナーへの協力依頼や委員就任依頼など、多様な活動を行なっています。

3. 最後に

知的財産を取り巻く国際情勢に新たな変化が生じており、日本弁理士会において、国際情勢の変化に適切に対応して行く必要性はますます増大しています。国際活動センターの役割はより一層、重要性を増してゆくことは間違いありません。今後も全力で活動にあたりますので、ご指導、ご鞭撻の程、宜しくお願い申し上げます。



広報センター

広報センターセンター長 福田伸一

1. はじめに

広報センターは、平成22年4月1日から弁理士会の附属機関としての活動を開始しました。

2. 組織の概要

センター長、副センター長、部長、事業部運営委員から構成されています。センター長は全ての事業部を管轄し、副センター長と部長は5つの事業部の一つを担当します。また、センター長、副センター長、部長による広報企画会議があり、各事業部活動状況の共有化を図ると共に、全体としての課題を検討しています。

① 企画総務部

当センターの運営／活動に関する企画／立案、事務管理を担当しています。

継続的に事業を行うためのマニュアル作成、短中期的広報計画の検討、支部との関係についての検討、各事業部活動の集約／整理等を行っています。昨年度実施した他士業団体の広報活動についての情報については、本年度実施の弁理士会ホームページリニューアル等において活用されています。更に、本年度は、スポークスパーソン（弁理士会会長等）等に対する専門家によるメディアトレーニングの実施も検討しています。

② 第1事業部

主に各種イベントに関連する広報を担当しています。例えば、新聞広告、ノベルティグッズ制作、イベント時に利用する展示パネル制作を行っています。

本年度は、必要に応じて実施される個別広告制作はもちろんとして、広告の定型性を保つための雛形

制作等も行っています。更に、「弁理士」を主人公にした物語を動画化して、ホームページに連載的にアップすることも検討しています。

③ 第2事業部

記者会見等、マスメディアを活用する広報を担当しています。例えば、定例記者会見、個別取材対応等を行っています。また、取材対応マニュアル作成等、継続性担保のための作業も行っています。

記者会見は、その時々テーマを抽出し、時には関東支部と共催で実施しています。本年度は全国支部室をテレビ会議で繋ぎ、全国規模での記者会見も行っています。

更に、本年度は企画総務部と共同で一般企業のマスコミ対応の方法論について検討しています。

④ 第3事業部

広報誌の発行、紙媒体、ホームページ等を用いた広報を担当しています。

例えば、広報誌「パテントアトニー」、「弁理士Info」等の制作等を行い、弁理士会ホームページ中の情報をアップデートする等して情報発信活動を行っています。

本年度は、様々な声を反映させた弁理士会ホームページの全面改訂を実行するべく、各種作業を行っています。

なお、先日、若手弁理士を起用した動画を制作し、アップしました。是非、ご覧ください。

⑤ 会誌編集部

会員はもとより、希望者に有償で販売される会誌「パテント」の企画／編集／発行による広報等を担当しています。

ご挨拶

有償で販売されることもあり、特集テーマの選定、原稿収集等については気を遣っており、発行より数ヶ月前より活発な議論がされています。

また、中央知的財産研究所の論文を纏めた別冊も発行しています。更に、「パテント」への投稿原稿を査読し、また、掲載基準に照らして広告審査を行っています。

「パテント」誌は、執筆者のお力によるものであるのはもとより、この事業部による日々の活動の成果物であると考えております。

その昔、この「パテント誌」は会報的役割が殆ど

を占めていました。しかし、最近は知財関係者用情報誌という役割が注目されてきました。その2つの役割について、本年度は購読者のニーズを考慮しつつ、検討しています。

3. 参加のお願い

当センターは、日常業務とは異なる分野で自分のアイデアを生かす活動ができる組織です。若手会員におかれましては、次年度は当センターに所属し、共に活動していただきますようお願いする次第です。



弁政連便り

日本弁理士政治連盟副会長 中 島 三千雄

毎年度初めにおいて開催されている、弁理士会の全国9支部における定期支部総会後の懇談会（語る会）には、弁政連（日本弁理士政治連盟）からも、会長や副会長が出席させて頂き、前年度の活動報告や当該年度の活動方針・活動計画等について、説明させて頂いている。これにより、出席者の方々には、弁政連の活動について、ある程度の理解が得られているものと考えられるが、そのような会合に出席されない方々の方が圧倒的多数を占めていることも事実であります。

このため、ここで、改めて、弁政連の本年度の活動方針・活動計画について触れるならば、その中で留意して頂きたい重要な一つは、平成26年の通常国会での改正が予定されている、特許庁で検討段階に入った弁理士法の改正対策であります。この弁理士法の改正につきましては、既に、弁理士会会長に対して、弁政連が考える「弁理士法改正項目について」の要望書を提出し、弁理士会としての働きかけを要請しているところであります。なお、念のために、弁政連の要望する改正12項目を挙げると、以下の通りであって、何れも、弁理士として願うところであろうかと存じます。

- (1) 使命条項の制定と職責条項の改正
- (2) 弁理士法第4条第3項の「…に関する事務」を「…に関する法律事務を含む事務」と改正
- (3) 種苗法における品種登録の手続き代理の弁理士標榜業務化
- (4) 著作権登録の手続き代理の弁理士標榜業務化
- (5) 弁理士の単独訴訟代理の実現
- (6) 弁理士研修制度の見直し

- (7) 弁理士試験制度の見直し
- (8) 弁理士手数料に関する規定の新設
- (9) 一人法人制度の導入
- (10) 事務所を開業するには、実務経験5年以上の認定を条件とすること
- (11) 依頼者の秘匿特権の明文化
- (12) 不正競争防止法の取り扱い業務を、全ての業務に拡大すること

弁政連としては、上記12の弁理士法改正項目が実現されるように、弁理士会と歩調を合わせて、特段の努力をすることは勿論、今回の弁理士法の改正が、我々の弁理士業務に悪影響をもたらすことが無いよう、引き続き検討して、弁理士業務の一層の拡充を図り得るように、必要な対策や提言を行うことを予定しております。

特に、このような弁理士法の改正を始めとする、我が国の知的財産制度の発展のための法制度の整備には、その立法に直接に関与する国会議員の方々に対して、弁理士制度や知的財産制度の理解を更に深めて頂くためのロビー活動が、必要となるのであります。このロビー活動は、従来のように行政に対して利益団体をお願いをする「陳情」とは異なり、政治の世界に社会に存在する要望を伝える、所謂政治と現実の両方の世界をつなげる活動であって、特に利益団体の政治参加の手段として、民主主義（デモクラシー）には、どうしても必要となるものであり、これにより、立法府に所属する政治家に対して弁理士制度や知的財産制度の現状認識や、その問題点、対応策等が十分に理解され得るものと考えられるのであります。

ご挨拶

そこで、弁政連としては、機会ある毎に、国会議員の方々との接触を図る努力をしているのであり、また多数の国会議員で構成されている民主党の弁理士制度推進議員連盟（平成22年6月8日設立）と知的財産制度改革推進議員連盟、自民党の弁理士制度推進議員連盟、公明党の知的財産制度議員懇話会を活動拠点として、弁理士制度や知的財産制度の望ましい姿の実現に向けて、積極的に働きかけております。

ごく最近では、私の担当する中部地区における国会議員との交流事業の一環として、古川元久国家戦略担当大臣の特別講演会を開催しました。そして、そこには、29名もの多くの会員の参加を頂きました。この古川大臣による「我が国の知的財産戦略について」と題する講演会においては、大学で中山教授の知財の講座を受けたことから始まり、大臣が直接に所管される「知的財産戦略本部」について、更には政府の知的財産戦略推進体制について、その概略を説明されると共に、本年度の「知的財産推進計画2012」について詳細に説明され、更に推進計画2013

に向けての今後の課題についても具体的に説明されて、知的財産制度について非常に造詣の深い大臣であることを、参加者の皆様に知って頂きました。また、講演後の質疑応答の時間においては、質問や意見が次々と出て、また古川大臣に対する要望等もあって、参加者の方々にとっては、古川大臣をより身近に感じて頂けたものと考えております。

このように、上記の古川大臣の講演会は、偶々、御自身が知財戦略担当であること等から盛大に且つ成功裏に遂行できたものと考えているのでありますが、このような国会議員の担当職務に関係した講演会を開催して、我々弁理士との関係において、お互いに、より身近に感じてもらえるようにすることは、今後の弁政連の活動において、またそのサポートにおいて大きなプラスとなることは、疑いのないところであり、今後、そのような企画が増えることを期待するところであります。

以上